施術所開設届（あん摩・はり・きゅう師）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が施術所を開設した場合に届出が必要です。

なお、出張施術業務開始届をしている方は、出張施術業務廃止届の提出が必要です。

**申請時期**

開設後10日以内

（開設後10日以内の届出が必要ですが、施術所の平面図等を事前に確認する必要があります。事前にご相談下さい。）

**必要なもの**

1. 施術所開設届（様式第１号）（ワード）

施術所開設届（様式第１号）（ｐｄｆ）

1. 業務に従事する施術者全員の資格免許証の原本と写し
2. 施術所の平面図

（ベッド、機器類の配置、各室の用途、外気開放部分（窓等）の位置または換気装置の種類、位置、消毒設備の位置等が詳しく記載されたもの。また、平面図には寸法及び面積を明記すること）

1. 周辺の見取り図（地図）
2. 開設者（法人の場合は除く）及び業務に従事する施術者全員の身分証明書の原本及び写し（運転免許証またはマイナンバーカード等）
3. 法人等の開設の場合は、定款または登記事項証明書

＊その他申請に必要なものを求める場合があります。

**手数料**

　不要

**受付窓口**

高松市保健所　保健医療政策課　医務係（高松市保健所１階３番窓口）

**受付時間**

土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く日の午前8時30分から午後5時

**関連情報**

施術所開設の手引き（香川県ホームページ）（外部サイト）